

公益財団法人アジア成長研究所における研究活動の不正行為及び  
公的研究費の不正使用の防止のための管理運営体制について

令和4年10月1日改正  
理事長決裁第03号

アジア成長研究所では、研究活動における不正行為や科学研究費助成事業（科研費）等公的研究費の不正使用等が発生しないよう、最高管理責任者（理事長）のもとで研究員及び事務局職員が研究活動に関する法令等を遵守し、社会的良識をもって公正、公平かつ透明に業務を遂行し、社会からの期待に応えられるよう全力を尽くしてまいります。

不正行為・不正使用防止の管理運営体制においては、告発・相談窓口を設けるとともに、補助金で購入した物品の検収、旅費や謝金の事実確認など、当研究所のチェック体制の強化に努めてまいります。

研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用への対応については、「公益財団法人アジア成長研究所における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」ほかの規程等に基づき、不正行為・不正使用もしくは同等とみなされる行為に対しても、これらの手続きに従って、当研究所として厳正なる対応を行います。

◆告発・相談窓口◆

研究所内

公益財団法人アジア成長研究所  
責任者：事務局長  
住 所：北九州市小倉北区大手町 11-4  
電 話：093-583-6202  
F A X：093-583-6576

研究所外

北九州市企画調整局国際政策課  
責任者：国際政策課長  
住 所：北九州市小倉北区城内 1-1  
電 話：093-582-2146  
F A X：093-582-2176